

【諮問（個人）第133号】

23川情個第33号
平成23年12月9日

川崎市教育委員会
委員長 佐々木 武 志 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 鈴 木 庸 夫

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成22年1月29日付け21川教指第2345号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会の行った一部承諾処分のうち、平成21年10月29日木曜日の「けがのきろく」の一覧表中、不開示とした「番号8の段」の情報は、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、〇〇〇〇（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、平成21年9月15日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、平成20年4月1日から開示時点までの本件児童の保健室の利用状況が分かるもの全て、について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は本件請求に対して、「平成20年4月以降の「びょうきのきろく」及び「けがのきろく」を対象公文書と特定し、平成21年11月13日付けで条例第17条第3号に該当するものとして、本件児童以外の個人に関する情報部分を不開示とする一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、平成22年1月19日付けで、本件処分について異議はないが、他にも記録があるはずであり、その文書を開示すべきである、として異議申立てを行った（当審査会諮問個人第133号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成22年1月19日付け異議申立書、同年6月23日付け意見書、平成23年4月8日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示されたものは本件児童が保健室に行った際に自らの手で記入した「びょうきのきろく」及び「けがのきろく」のみである。児童の所在という安全管理上の重要な部分について学校側が保健室の利用記録を作成していないとは考えられず、他に記録があつてしかるべきである。
- (2) 保健室に行ったにもかかわらず記録が開示されていない日があるので、証拠書類（録音テープ）を提出する。本件児童自らの手で記入がなされていないのであれば、これに代わる何らかの記録があるはずであり、開示が不十分である。
- (3) 明らかに本件児童のものとは違う筆跡の記録が開示されている。

4 実施機関の主張要旨

平成22年5月13日付け処分理由説明書、平成23年5月13日実施の口

頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 「びょうきのきろく」及び「けがのきろく」は、〇〇〇小学校の児童が保健室に来室した際に、児童本人が記入することとなっている同校独自の様式であり、同校において養護教諭その他の教職員（以下「養護教諭等」という。）は個々の来室児童について記録を作成していない。また、実施機関は各小学校に対して、児童ごとの保健室への来室記録の作成を指導していない。
- (2) 保健室に来室した児童に発熱やけが等が認められず、養護教諭が処置を行わなかった場合には、児童と話をした後「調子がよくなければ、また来てね。」と声をかけて教室に戻すことがある。このような場合、保健室への来室記録は、残らないことが通例である。
- (3) 「びょうきのきろく」及び「けがのきろく」は、原則として児童本人が記入することとしているが、児童の発達段階や来室時の体調、あるいは保健室内の状況から養護教諭が記入することもある。

5 審査会の判断

- (1) 養護教諭等が作成した本件児童の保健室の利用状況が分かる記録の存否について

ア 実施機関は処分理由説明書において、本件「びょうきのきろく」及び「けがのきろく」は、同校の児童が保健室へ来室した際に、原則として児童本人が記入することになっており、養護教諭等は個々の来室児童についての記録を作成していないとしている。

実施機関は、口頭による処分理由説明において、これらを児童本人に記入させている理由として、保健室に来室した児童自身が記入するという行為は、自分の体調を自覚し、日頃の生活を振り返るという自主的な健康管理能力を育む機会の一つであり、教育の一環であると述べ、児童の健康上の課題をとらえる手段として、「びょうきのきろく」及び「けがのきろく」に類する方式をとっている小学校は、全国でおよそ50パーセント程度あると説明している。川崎市においては、各学校の自主的判断でこれらを導入しているのが現状で、実施機関がこれらの導入を指導しているものではないとし、さらに、児童ごとの保健室来室に係る記録の作成について、他の方式による記録の作成も指導していないとしている。その上で、「びょうきのきろく」及び「けがのきろく」に関する実際の運用については、児童の発達段階や来室時の体調、あるいは保健室内の状況から、養護教諭が記入することもあると述べている。これについて審査会が対象公文書を検分したところ「びょうきのきろく」のう

ち、「体温・脈拍 処置」又は「たいおん」「しょち」の記入欄にある筆跡が、児童本人のものではないと思われるものもあり、当該箇所については養護教諭が記録したものであると推察されるが、その他の項目については児童本人の記載によるものであることを確認した。

この点に関して、本件記録の作成を義務付ける法令の規定の有無については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条に「学校において備えなければならない表簿」の規定があり、個別の表簿が列記されているが、当該規定中に児童の保健室への来室に関する記録の定めはない。

以上によれば、児童の保健室への来室に関する記録は、来室児童本人が記入することになっており、原則として、養護教諭等が別途記録を作成することはない。また、児童の発達段階や来室時の体調等によっては養護教諭が記入するという運用をみると、例外的に発熱やけが等が認められず養護教諭が処置を行わなかった場合を除き、来室児童に関する記録は原則として残されることとなる。

イ また、異議申立人は、録音テープ（以下「カセットテープ」という。）を次の二つの理由により当審査会に提出している。一つ目は、異議申立書に記載された「保健室に行ったにも関わらず、保健室に行った記録が開示されていない日があります。…後日証拠書類を提出致します。」との理由によるものであり、二つ目は、意見書に記載された「平成20年10月20日に子供が保健室を3度利用しているが、1度目に保健室へ行った際に、養護教諭から「今日は書かなくてもよい」と言われている（テープ参照）。これは、「児童本人が記入することになっており…」という原則の例外的な措置ということになるが、なぜこのような例外的な措置になったのか、その説明がなされていない。」との理由によるものである。

異議申立人によると、このカセットテープには、本件児童が小学校の保健室に来室した際の、本件児童と養護教諭との会話が録音されているとのことであるが、カセットテープのインデックスには、「平成20年10月30日 川崎市立〇〇〇小学校保健室にて、〇〇〇〇と養護教諭の会話（録音の一部）」と記載されているのに対し、上記の処分理由に対する意見書には「平成20年10月20日」とされており、記載された日が異なっている。

この点につき、当審査会がカセットテープを聴取したところ、日付を特定する内容の会話は録音されていなかった。

また、カセットテープには異議申立人の主張するように、養護教諭と

推察される人物による「今日は書かなくてもよい」旨の発言が録音されていることを確認したが、発熱やけが等が認められず養護教諭が処置を行わなかった場合には「びょうきのきろく」又は「けがのきろく」に記録しないことがあるとする運用実態に照らせば、記録がなかったとしても特段の不合理的点があるとは認められない。

以上の点から、異議申立人の提出したカセットテープは、異議申立人の主張を裏付ける証拠として見ることはできない。

ウ したがって、養護教諭等が作成した本件児童の保健室の利用状況が分かる記録は存在しないとの実施機関の主張には、不合理的点はないと判断する。

(2) 本件不開示部分について

異議申立人は、本件児童が保健室に行ったにもかかわらず、当該記録が開示されていない日があり、本件開示が不十分であると主張する。

これについては審査の過程において、平成21年10月29日木曜日の「けがのきろく」の一覧表中、番号7の段に本件児童の名字が記載され、その直後の下段である番号8の段の「ねん・くみ」、「なまえ」及び「ほけんしつにきたじかん」の欄に、「//」と記載されており、番号8の段についても本件児童の情報を記入したものであることが推察される。実施機関は当該箇所を第三者の個人情報であると誤って判断した結果、不開示情報として取り扱ったことが明らかとなった。

したがって、当該不開示情報は開示されてしかるべきである。

(3) 結論

以上により、実施機関が本件児童の保有個人情報につき、条例第17条第3号に該当するとして、誤って不開示の決定を行った部分「番号8の段」についてはこれを取り消し、当該情報について開示すべきである。また、異議申立人のその余の請求については理由がない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青柳 幸一
委員 植村 京子
委員 小塚 淳子
委員 三浦 大介